

2.3.1.2 情報資産評価表

2006年3月

第1.0版

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
								/

Id	情報提供元情報システム	情報提供先情報システム	連携情報	個人情報	資産評価			重要度評価	
					機密性 (C)	完全性 (I)	可用性 (A)	C*I*A	判定値
1	業務系システム	業務系システム	被保険者情報	有	3	2	2	12	I
2			事業所・船舶所有者	有	3	2	2	12	I
3			共済組合情報	無	1	2	2	4	III
4			加入情報(適用)	有	3	2	2	12	I
5			納付情報(徴収)	有	3	2	2	12	I
6			基金加入情報	有	3	2	2	12	I
7			加入情報(健保適用)	有	3	2	2	12	I
8			経過管理情報	無	1	1	1	1	III
9			通知督励情報	有	3	2	2	12	I
10			庁組織情報	無	1	2	2	4	III
11			共通マスタ	無	1	2	2	4	III
12		年金給付システム	記録情報	有	3	2	2	12	I
13		支援系システム	収納支援情報	有	3	1	1	3	III
14			統計データ	無	1	2	1	2	III
15		ADAMS接続システム	徴収簿情報	無	1	2	2	4	III
16			大臣報告書情報	無	1	2	2	4	III
17		クレジット会社接続システム	口座振替情報	有	3	2	2	12	I
18		日銀、郵政、金融機関接続システム	口座振替情報	有	3	2	2	12	I
19		政管健保公法人接続システム	健保適用・徴収情報	有	3	2	2	12	I
20		共済組合接続システム	適用情報	有	3	2	2	12	I
21		市区町村情報交換システム	国年原簿情報	有	3	2	1	6	II
22			2号喪失者情報	有	3	2	1	6	II
23		歳入金電子納付システム	納付者情報	有	3	2	2	12	I
24		電子申請システム	処理結果	有	1	2	1	2	III

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
								/

Id	情報提供元情報システム	情報提供先情報システム	連携情報	個人情報	資産評価			重要度評価		
					機密性 (C)	完全性 (I)	可用性 (A)	C*I*A	判定値	
25	年金給付システム	年金給付システム	受給権者情報	有	3	2	2	12	I	
26			配偶者情報	有	3	2	2	12	I	
27			加対者情報	有	3	2	2	12	I	
28			給付記録	有	3	2	2	12	I	
29			年金額歴史	有	3	2	2	12	I	
30			支払履歴	有	3	2	2	12	I	
31			改定・遡及記録	有	3	2	2	12	I	
32			各種通知書	有	3	2	2	12	I	
33			雇用情報	有	3	2	2	12	I	
34			失業情報	有	3	2	2	12	I	
35			介護対象者	有	3	2	2	12	I	
36			代行返上	無	1	2	2	4	III	
37			外国納付	有	3	2	2	12	I	
38			共通マスタ	無	1	2	2	4	III	
39			給付統計情報	無	1	2	2	4	III	
40			業務系システム	裁定結果	有	3	2	2	12	I
41				諸変更結果	有	3	2	2	12	I
42		外国送金システム	裁定情報	有	3	2	2	12	I	
43		第三者行為管理システム	対象者情報	有	3	2	2	12	I	
44		国際社会保障協定システム	対象者情報	有	3	2	2	12	I	
45		電子申請・届書管理システム	処理結果	無	1	2	2	4	III	
46		債権システム	債務者情報	有	3	2	2	12	I	
47			差押対象者情報	有	3	2	2	12	I	
48		支援系システム	給付統計データ	無	1	2	2	4	III	
49			統計帳票情報	無	1	2	2	4	III	
50		市区町村情報交換システム	受給権者情報	有	3	2	2	12	I	
51		共済組合接続システム	受給権者情報	有	3	2	2	12	I	

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
								/

Id	情報提供元情報システム	情報提供先情報システム	連携情報	個人情報	資産評価			重要度評価	
					機密性 (C)	完全性 (I)	可用性 (A)	C*I*A	判定値
52	市区町村情報交換システム	市区町村情報交換システム	国年原簿情報	有	3	2	2	12	I
53			2号喪失者情報	有	3	2	2	12	I
54			税(所得)情報	有	3	2	2	12	I
55			介護情報	有	3	2	2	12	I
56		業務系システム	税(所得)情報	有	3	2	2	12	I
57		年金給付システム	介護情報	有	3	2	2	12	I
58	電子申請システム	電子申請システム	電子申請データ	有	3	2	2	12	I
59			処理結果	有	1	2	1	2	III
60		業務系システム	電子申請データ	有	3	2	2	12	I
61		電子申請・届書管理システム	電子申請データ	有	3	2	2	12	I
62	歳入金電子納付システム	歳入金電子納付システム	納付者情報	有	3	2	2	12	I
63			領収済通知情報	有	3	2	2	12	I
64		業務系システム	領収済通知情報	有	3	2	2	12	I
65	ADAMS接続システム	ADAMS接続システム	徴収簿情報	無	1	2	2	4	III
66			大臣報告書情報	無	1	2	2	4	III
67			ADAMS帳票情報	無	1	2	1	2	III
68			業務系システム	ADAMS帳票情報	無	1	2	1	2
69	総務省、法務省、国税庁接続システム	総務省、法務省、国税庁接続システム	地共済加入者情報	有	3	2	2	12	I
70			法人登記情報	無	1	2	2	4	III
71			申告書情報	有	3	2	2	12	I
72		業務系システム	地共済加入者情報	有	3	2	2	12	I
73			法人登記情報	無	1	2	2	4	III
74			申告書情報	有	3	2	2	12	I
75	日銀、郵政、金融機関接続システム	日銀、郵政、金融機関接続システム	口座振替情報	有	3	2	2	12	I
76			領収済通知情報	有	3	2	2	12	I
77			業務系システム	領収済通知情報	有	3	2	2	12

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
								/

Id	情報提供元情報システム	情報提供先情報システム	連携情報	個人情報	資産評価			重要度評価		
					機密性 (C)	完全性 (I)	可用性 (A)	C*I*A	判定値	
78	住基接続システム	住基接続システム	住基本4情報	有	3	2	1	6	II	
79			死亡情報	有	3	2	1	6	II	
80			住所変更情報	有	3	2	1	6	II	
81			氏名変更情報	有	3	2	1	6	II	
82			20歳到達予定者情報	有	3	2	1	6	II	
83		業務系システム	業務系システム	住基本4情報	有	3	2	1	6	II
84				死亡情報	有	3	2	1	6	II
85				住所変更情報	有	3	2	1	6	II
86				氏名変更情報	有	3	2	1	6	II
87				20歳到達予定者情報	有	3	2	1	6	II
88		年金給付システム	年金給付システム	死亡情報	有	3	2	1	6	II
89				住所変更情報	有	3	2	1	6	II
90				氏名変更情報	有	3	2	1	6	II
91		クレジット会社接続システム	クレジット会社接続システム	口座振替情報	有	3	2	1	6	II
92	領収済通知情報			有	3	2	1	6	II	
93	業務系システム		領収済通知情報	有	3	2	1	6	II	
94	政管健保公法人接続システム	政管健保公法人接続システム	健保適用・徴収情報	有	3	2	1	6	II	
95	共済組合接続システム	共済組合接続システム	共済加入・脱退情報	有	3	2	1	6	II	
96			共済受給権者情報	有	3	2	1	6	II	
97			適用情報	有	3	2	1	6	II	
98			受給権者情報	有	3	2	2	12	I	
99		業務系システム	共済加入・脱退情報	有	3	2	1	6	II	
100		年金給付システム	共済受給権者情報	有	3	2	1	6	II	
101	労働関連データ交換システム (労働基準局、職業安定局)	労働関連データ交換システム (労働基準局、職業安定局)	労働保険適用事業所情報	無	1	2	2	4	III	
102			雇用保険情報	有	3	2	1	6	II	
103		業務系システム	業務系システム	労働保険適用事業所情報	無	1	2	2	4	III
104				雇用保険情報	有	3	2	1	6	II
105		年金給付システム	年金給付システム	雇用保険情報	有	3	2	1	6	II
106		原票照会システム	原票照会システム	原票イメージ情報	有	3	2	1	6	II

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
								/

Id	情報提供元情報システム	情報提供先情報システム	連携情報	個人情報	資産評価			重要度評価	
					機密性 (C)	完全性 (I)	可用性 (A)	C*I*A	判定値
107	支援系システム	支援系システム	収納支援情報	有	3	1	1	3	III
108			統計データ	無	1	2	1	2	III
109	コンビニ収納システム	コンビニ収納システム	連携データ	無	1	2	2	4	III
110			確定データ	無	1	2	2	4	III
111		業務系システム	連携データ	無	1	2	2	4	III
112			確定データ	無	1	2	2	4	III
113	電子申請・届書管理システム	電子申請・届書管理システム	申請データ	有	3	2	2	12	I
114			電子申請データ	有	3	2	2	12	I
115		処理結果	有	1	2	1	2	III	
116		電子申請システム	有	1	2	1	2	III	
117		年金給付システム	有	3	2	2	12	I	
118	外国送金システム	外国送金システム	裁定情報	有	3	2	2	12	I
119			支払情報	有	3	2	2	12	I
120		年金給付システム	有	3	2	2	12	I	
121	第三者行為管理システム	第三者行為管理システム	対象者情報	有	3	2	2	12	I
122	国際社会保障協定システム	国際社会保障協定システム	対象者情報	有	3	2	2	12	I
123	債権システム	債権システム	債務者情報	有	3	2	2	12	I
124			諸変更情報	有	3	2	1	6	II
125			帳票データ	有	3	2	1	6	II
126			差押対象者情報	有	3	2	2	12	I
127			年金給付システム	諸変更情報	有	3	2	1	6
128		帳票データ		有	3	2	1	6	II

情報資産評価表(将来)						日付	ページ
	補足説明						/

(1)格付けの意義と基準(1/2)

行政事務で取り扱う情報については、その目的や用途により、取扱いに慎重を要する度合いはさまざまであり、その重要性に応じた適切な措置を講じ、確実に情報セキュリティを確保するために、情報の格付けが必要となる。
 情報資産の格付け作業として、情報資産自体の機密性、完全性、可用性を指標とした評価を行う。
 情報資産評価の指標には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(2005年項目限定版、平成17年9月15日 情報セキュリティ政策会議決定)に定められている「統一基準における格付け」を採用する。統一基準における格付けの一覧を以下に示す。

格付け	判断基準
機密性3情報	秘密文書(※1)に相当する機密性を要する情報
機密性2情報	秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報(※2)
機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

格付け	判断基準
完全性2情報	改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行政事務の的確な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報
完全性1情報	完全性2情報以外の情報

格付け	判断基準
可用性2情報	滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報
可用性1情報	可用性2情報以外の情報

※1 当資料では、秘密文書の旨を示す表示がある文書を秘密文書とし、外部との連携を持たないデータを秘密文書に相当する機密性を要するとする。

※2 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく不開示情報が相当するとみなす。

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
	補足説明							/

(1)格付けの意義と基準(2/2)

前ページの判断基準に基づき、当資料では以下のように格付けを設定する。
 機密性は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定められた「不開示情報」の定義を引用し、行政事務に係る情報であり、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)、個人の権利利益を害するおそれがある情報(機微情報)等を高い格付けに置く。
 完全性及び可用性は、「業務」及び「業務にかかる処理」への影響がある情報を高い格付けに置く。
 さらに、その格付けに合わせて点数を設定し、重要度評価(次ページ)に用いる。
 評価の観点については、以下の通り。

当資料における評価の観点	<1> 不開示情報が含まれるか	点数
機密性3情報	含む情報	3点
機密性1情報	含まない情報	1点

当資料における評価の観点	<2> 改ざん、誤びゅう又は破損が、業務に影響があるか	点数
完全性2情報	影響がある情報	2点
完全性1情報	ない、あるいは、事故が判明した時点で修正が可能な情報	1点

当資料における評価の観点	<3> 滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることによって、業務処理に対して影響を及ぼすか	点数
可用性2情報	及ぼす情報	2点
可用性1情報	及ぼさない、あるいは、運用が困難になるなど間接的な影響にとどまる情報	1点

情報資産評価表(将来)							日付	ページ
	補足説明							/

(2)重要度評価(案)

(1)の情報資産評価に基づき、重要度評価を行う。

重要度は、業務・システム最適化計画策定指針に従いⅠ～Ⅲの3段階評価とし、3つの指標の総合評価とする。

算式

重要度の点数 = 機密性の点数(C) × 完全性の点数(I) × 可用性の点数(A)

判定表

重要度評価	重要度の点数	重要度の説明
I	10以上	セキュリティ侵害が、国民の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。
II	5～9	セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす。
III	5未満	セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に軽微な影響を及ぼす。